

# 平成31年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成31年五所川原市教育委員会第2回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第4号	平成31年2月15日	平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について	平成31年2月15日	継続審査

平成31年五所川原市教育委員会第2回定例会会議録

日時：平成31年2月15日（金） 午前10時00分開会

場所：五所川原市本庁舎 2階 会議室2D

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（第1回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第4号 平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について

閉会

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀉 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（８名）

教育総務課	教育部長 小 林 耕 正
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
スポーツ振興課	課長 大 沢 丈 徳
指導課	課長 近 藤 達 也
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
教育総務課	館長 夏 坂 泰 寛
	主幹 村 元 宏 禎

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより平成３１年五所川原市教育委員会第２回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、4番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第1回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第1回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。まず最初に1月30日に行いました「平成30年度末定年退職者への定年退職通知書」

の交付式についてお知らせします。30年度末の市内定年退職者は、校長2名、教頭1名、教諭3名、養護教諭2名、事務職員1名の、計9名です。当日2名の欠席がありましたが、他の7名の方々には私の方から本庁舎2階において、一人一人に通知書を交付いたしました。今年度末の退職者が生まれた昭和33年、34年頃は、今、NHKの朝ドラで放送されている「まんぷく」の元になっている「世界初の即席麺チキンラーメン」が発売された年でもあります。その他では、聖徳太子像の新一万円札の発行、東京タワーの完成・公開、フラフープが大流行した年でもあります。また、退職者が教職に就いた昭和56年頃は、教育界にあっては、校内暴力が日本中に吹き荒れ、詰め込み教育の弊害が指摘され、ゆとり教育への転換が叫ばれるようになり、40人学級や教育内容の精選と授業時数の削減などが実施された頃でもありました。その後平成の時代に入り、幾多の教育改革がなされ、現在に至っております。尚、退職者への辞令交付及び感謝状の贈呈は、3月29日に西北教育事務所において実施される予定です。

次に2月10日に、嘉瀬スキー場で開催されました教育委員会主催の「第60回五所川原市学童スキー大会兼第18回北奥羽学童ジャンプ大会」についてお知らせします。市学童スキー大会には、クロスカントリー、アルペン、ジャンプ競技に合わせて24名の参加がありました。昨年の参加者21名に対して若干増えております。また、北奥羽学童ジャンプ大会には、今年も秋田県鹿角ジャンプスポーツ少年団からの1名も含め、昨年の6名から今年は13名と大幅な増加となっております。これは、金木ジャンプクラブに、大鰐町や弘前市からの選手も参加しており、このまま裾野が広がってくれることを期待しております。当日は新雪も積もり、絶好のコンディションの下、3競技共予定どおり行われ、選手達は熱戦を展開してくれました。

私からは以上です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

次に日程第5 議案第4号 「平成31年度五所川原市の教育目標、方針、重点について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。なお、「3 学校教育指導の方針と重点」は前回定例会において承認されたため、省略いたします。

##### ○教育総務課 村元主幹

議案第4号 「平成31年度五所川原市の教育の教育目標、方針、重点」の設定趣旨及び五所川原市の教育目標について、議案書を基に説明した。

##### ○教育総務課長

P5 「2 学校教育行政の方針と重点」について、議案書を基に説明した。

○社会教育課長

P 1 0～P 1 3 「4-1 社会教育行政の方針と重点」、「4-2 青少年対策行政の方針と重点」、「4-3 文化行政の方針と重点」、「4-4 国指定重要文化財（建造物）の運営方針と重点」、「4-5 芸術文化施設の運営方針と重点」について、議案書を基に説明した。

○スポーツ振興課長

P 1 4～1 5 「5-1 体育行政の方針と重点」、「5-2 走れメロスマラソンの開催運営方針と重点」について、議案書を基に説明した。

○社会教育課長

P 1 6 「6 公民館の運営方針と重点」について、議案書を基に説明した。

○図書館長

P 1 7 「7 図書館の運営方針と重点」について、議案書を基に説明する。また（2）・③・アの記載内容について修正する必要があるため、次回定例会において報告する旨、説明した。

○学校給食センター所長

P 3 3 「8 学校給食センターの運営方針と重点」について、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○三瀬委員

P 1 7 図書館の重点目標の②のイで記載している郷土貴重資料のデジタル化はある程度、終了したということでしょうか。

○図書館長

当初予定していたものについては、デジタル化が終了いたしました。今後デジタル化するべき資料が出てきた場合には、どうするか検討しますが、予定していた分は終了いたしました。

○三潟委員

今年度中に着手していくものはないということですね。

○図書館長

デジタル化するものではありませんが、デジタル化したものをホームページ上に掲載していく作業をしていきます。

○丁子谷委員

P 1 7 ②のイの中で、資料数を増やすとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。それから、③のイ、子ども司書養成講座について、継続開催すると記載していますが、講座はどのくらいの期間で開催しているのでしょうか。単年度事業であれば継続ではないと思いますし、年度を跨いだ事業であれば継続開催の意味も理解できるのですが、説明をお願いします。

○図書館長

今あるデジタルデータをホームページ上に掲載するためには、OCR化といって資料を文字変換する必要があるのですが、この作業には時間を要することから簡単に増やしていくことができないため、資料数を少しずつでも増やしていきたいという考えから、このような表記にいたしました。それから、子ども司書養成講座ですが、今年度は6月から11月までの期間で開催しましたが、来年度は期間を短縮することも検討しております。また、継続の表記は昨年度に引き続き次年度も開催するという意味であります。

○教育部長

P 1 7 図書館長の説明にもありましたが、(2)・③・アについては文言を修正し、後日改めてお知らせいたします。その他(2)・②・イの表記の中で資料数を増やすとありますが、教育委員会の責務は資料を増やし、郷土資料の利用と保存継承を図ることですので、次回までに表記を修正したいと思います。また、子ども司書養成講座の継続開催の表記ですが、本事業は実施する上で予算の裏付けがないと継続することができませんし、そのため毎年予算計上している単年度事業であります。ただし、子ども司書養成講座は今後も継続して実施していきたいとの意向から、単年度事業を継続して開催するという意味で表記していますが、この点についても次回までに修正いたします。

○丁子谷委員

P 1 2 4-5・(2)・③について、施設の整備で工事をするようですが、工事は実施している途中で予定外の改修が必要

になってくることは、よくあることです。本工事では具体的な改修箇所を表記していますが、このままであれば改修箇所だけではなく付随した部分についても不具合が見つかった場合には、さらに改修しなければならないと思います。改修箇所の個別具体的な表記にするべきか、それとも施設の総体的な改修という表記するべきか、どちらが適切なのでしょうか。

○社会教育課長

ここに表記している改修箇所は主だったものだけであり、他にもあります。

○教育部長

本工事について、今年度は実施設計を行い、改修が必要である部分の洗い出しを進め、その中からお示ししているものに絞り込みましたが、実際には改修が必要な箇所は他にもございます。本工事は2ヶ年で実施する計画でありますのでその分を予算要求し、来年度は全改修箇所のうち、ここで示した部分を先行して行う予定であります。ご指摘の通り工事の最中に不測の事態が発生することはよくあります。その際に当初予算内で賄えるものであればいいのですが、予算を超過する場合には追加補正し対応することになります。ですから具体的に表記している箇所については、その都度対応していく予定でありますので、表記は変更せずに進めていきたいと思っております。

○教育長

その他に何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたしますが、本案件は修正箇所があるため継続審査するものとし、次回定例会において再度審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本案件については継続審査することといたします。

次に追加議案としまして、日程第6 議案第5号「県費負担教職員人事の内申について」を議題といたします。本議案については、教職員の人事に関する案件のため、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本件について公開しないことといたします。本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午前10時33分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しないこととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午前10時50分

○教育長

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
その他に何かございますでしょうか。

○スポーツ振興課長

当市の児童スポーツ活動の今後の方向性について、2月6日に開催した五所川原市児童スポーツ活動検討委員会において一定の結論が出されましたので、これまでの経緯も含めて報告いたします。近年、社会環境の変化により児童の体力の低下が著しくなっていることや、少子化による部活動数や部員数の減少、児童・保護者のニーズの多様化、指導する教職員の多忙化等、多くの課題が指摘されております。また、スポーツ少年団等の社会体育活動においても指導者の確保や資質向上、保護者の経済的・時間的課題が指摘されております。

県では平成28年度に、青森県児童スポーツ活動検討委員会を設置し、児童にとって望ましいスポーツ活動の在り方について検討し、検討経過報告書を作成しております。当市では、県で作成したものの内容を踏まえて、平成29年度に県からのモデル

事業として、五所川原市児童スポーツ活動モデル事業を受託し、五所川原市児童スポーツ活動検討委員会を設置し、当市の児童にとって望ましいスポーツ活動の在り方について検討いたしました。また、平成30年度においても市単独事業として継続して検討してまいりました。

平成29年度においては社会体育に移行済みである三輪小学校、社会体育に移行済みではあるが教員も関わっている金木小学校、学校部活動のみである栄小学校の3校をモデル校として、モデル校の校長、教員、PTA会長のほか、スポーツ団体の代表者、スポーツ推進委員、体育協会などを委員として、各委員へのアンケート調査結果を踏まえて当市が抱える児童スポーツ環境の課題についての意見交換し検証してまいりました。平成29年度の事業報告においては、学校を中心とした運動部活動から、地域の指導者と保護者会を中心とした社会体育クラブへ移行し、学校単位でのクラブ運営から統合が柔軟に行うことができる社会体育のクラブ運営へ移行していく必要があると考えられるという結論を示しております。

平成30年度の検討委員会においては、10月に市内小学校の保護者2,180人や教職員169人に対し、児童スポーツの在り方に係るアンケート調査を実施し、2月にアンケート調査の結果を踏まえた課題を検討し、当市の児童スポーツ活動の今後の方向性について、検討委員会としての結論を出しております。結論としては、平成29年度の事業報告にありましたように、社会体育への移行が検討委員会での方向性であります。ただし、移行に際して関係者の理解が重要であるため協力連携体制を構築し、地域指導者の確保、保護者の理解、行政・学校・地域・指導者・スポーツ団体の連携・協力といった三本柱の課題に対し、地域性も考慮しながら取り組んでいく必要があります。

#### ○教育長

教員の多忙化やスポーツ活動の問題点などありますが、最終的には社会体育への移行は避けられない状況でありますので、ある程度時間をかけて指針等を出していき、順次移行できるものから進めていきたいと考えております。

このことについて、何かございますでしょうか。

#### ○丁子谷委員

今検討しなければならないことは、スポーツ指導員の在り方です。技術指導に重点を置いた場合には、指導員の年齢層も下げて、現役の保護者世代で活動できる方を採用するといった考え方にしないと、技術指導できない名前だけの指導員が出てくることもあり得ますので、県においても一定の研修期間を設けて指導員を育成するという考えを持ってもらいたいと思います。それから、指導員を採用するとなると手当の問題が出てきます。これまでのように指導者をボランティアに頼るだけではなく、雇用する体制を整備し、時間をかけて指導者を育成していかないと、継続的に指導員を確保することができないと思います。また、スポーツ活動の時間や日数の制限や、競技による決まり事をしっかりと理解し管理できる地域の指導者を育成するための仕組みを構築するなど、児童スポーツ活動が抱える課題は非常に大きいものであると感じております。

○木村委員

児童スポーツ活動を進めていく上で重要なポイントは、何を行うにしてもお金がかかるということではないかと思います。スポーツ少年団に登録する場合には、毎年費用が発生しますし、指導者にも研修を受けさせ、資格を取得させないと大会に出場することもできないシビアな世界であります。また、社会体育に移行するにあたり、指導者への適正な手当などを支給できなければ、その負担は指導者や保護者個人が負わないといけなくなるのが現実であります。このままの状況では指導者のなり手がなくなり、指導者がいなければ子供たちはスポーツ活動ができなくなってしまいます。さらに、社会体育に移行することで学校や教育委員会から切り離されると、県では児童スポーツ活動対策の優先度を下げる可能性もあり、そのまま衰退していくのではないかと危惧しております。

○教育長

多くの競技において、大会に出場するためにはスポーツ少年団として登録する必要があります。基本的なことになりますが、小学校の活動の中に部活動は含まれておりませんが、一般の保護者にしてみれば中学校の部活動と同じものであると考えていると思います。本来、小学校において部活動をするのであれば保護者も負担を負ってもらう必要があるのですが、その在り方については行政が考えていかなければならない難しい問題であります。それから、中学校であれば教育課程の中に部活動が含まれているため、国でも部活動指導員に対する予算を計上しておりますが、小学校においては部活動が存在していないことになるため、同様の予算はそもそもありません。こうしたことから児童スポーツ活動については、丁子谷委員や木村委員からの指摘も踏まえて、さらに検討していきたいと考えております。

○奈良委員

地域の指導者の目星は付いているのでしょうか。

○教育長

まだ付いていませんが、人材の確保については体育協会や保護者等を含めて検討していかなければならない非常に重要な問題でありますので、これから進めていく作業になります。

その他に何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成31年五所川原市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時7分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年2月15日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 4番

奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎